

CSR 調達ガイドライン

【はじめに】

積水ハウスは、社会の持続可能な発展に寄与することを目的に、CSR 調達をサプライチェーン全体に拡げる活動を推進しています。また、この活動を通じて、積水ハウスとお取引先様の企業価値を最大化することも目指しています。

積水ハウスでは、2015 年度に「CSR 調達基準」を制定し、CSR 調達に取り組んできましたが、国連のSDGs（持続可能な開発目標）をはじめとする、脱炭素や人権重視の国際社会の要請に応じ、CSR 調達基準を改定すると共に、お取引先様へガイドラインとして制定しています。

つきましては、積水ハウスが別途定める「(※)人権方針」にご賛同頂き、本ガイドラインの主旨と内容をご理解の上、本ガイドラインへの同意確認書をご提出頂くと共に、貴社お取引先様へも周知願います。なお、取り組み状況の定期的な確認、または監査を実施させて頂く場合がございますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

(※)2020 年 4 月 1 日制定

<https://www.sekisuihouse.co.jp/library/company/info/jinken.pdf>

【CSR 調達基準】

1. CSRに関わるコーポレートガバナンス

1-1 法規範の遵守

国内外の法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重する。

1-2 CSR推進体制の構築

CSRに関わるESG（Environment, Social, Governance - 環境・社会・企業統治）についてのリスク管理及びそのPDCAサイクルを実行する体制を構築する。

1-3 内部統制の構築

事業活動に関するリスク（法令・環境・品質等）を分析し、全社的な管理の仕組みを構築する。

1-4 事業継続計画(BCP)体制の構築

災害（自然災害・大火災・テロ攻撃等）発生時の重要業務や、事業の継続・早期復旧の体制を構築する。

1-5 内部通報制度の構築

従業員が、法令違反・不正な行為等を知った場合に、直接報告・相談できる専用窓口を設ける。その際秘密が厳守され、不利益な取り扱いを一切受けることが無いようにする。

1-6 CSRに関わる社内外への情報発信

企業活動に関する透明性や説明責任の求めに応え、社会やステークホルダーに向けて、CSRに関わる情報を適切に発信する。

2. 人権

2-1 人権に対する基本姿勢

国際的に宣言されている人権の保護を支持・尊重し、自らが人権侵害に加担（助長）しない。

2-2 人権の尊重と差別の禁止

人権を尊重し、出生・国籍・人種・民族・信条・宗教・性別・性的指向・性自認・年齢・各種障がい・趣味・学歴・家族等を理由とした意思決定や事業活動は行わない。

2-3 人権侵害の加担・助長の回避

自社の意思決定、事業活動、ならびに製品・サービスが、消費者や地域社会の人々の人権侵害の加担（助長）に繋がることのないよう十分に配慮する。

2-4 先住民の生活および地域社会の尊重

先住民や少数民族が居住する地域で事業を行う場合、固有の文化や歴史を尊重し、先住民の権利に十分に配慮する。

3. 労働

3-1 労働に対する基本姿勢

国際規範等で示される労働原則を認識し、普遍的な価値観として、職場の基本的原則に適用する。

3-2 雇用における差別の禁止

採用時において、出生・国籍・人種・民族・信条・宗教・性別・性的指向・性自認・年齢・各種障がい・趣味・学歴・家族等・本人の能力・適性等の合理的要素以外の理由で差別をしてはならない。

3-3 人材育成等に関する従業員への平等な機会提供

昇進や研修受講等の機会を、出生・国籍・人種・民族・信条・宗教・性別・性的指向・性自認・年齢・各種障がい・趣味・学歴・家族・健康状態等に公平性が損なわれることなく平等に提供する。

3-4 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待・体罰・ハラスメント等の非人道的な行為を行わない。

3-5 適正な賃金の支払い

各国・地域の法定最低賃金を遵守し、時間外労働等に関する適切な労働協約を締結し、割増賃金・支払方法等を公正にすることのコミットメントを公開し、適用する。

3-6 労働時間の公正な適用

時間外労働に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、働きやすい健康的な職場環境の維持に努め、従業員の労働時間を適切に管理する。

3-7 強制労働の禁止

本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働を行わせない。不当な拘束手段を用いた労働強要、時間外労働の強制等を行わない。

3-8 児童労働の禁止

各国・地域における法定就労年齢未満の児童を雇用しない。また、児童の健康・安全・道徳を損なうような就労をさせない。

3-9 操業する国や地域の宗教的な伝統や慣習の尊重

各国・地域の伝統や慣習、及び、従業員の宗教的な伝統や慣習を尊重し、一律の就労規則等によりそれを妨げることのないよう十分に配慮する。

3-10 結社の自由と団体交渉の権利の認識と尊重

従業員あるいは従業員の代表と、誠実に対話・協議する。また、従業員が自由に結社する権利、及び結社しない権利を、各国・地域の法令に基づいて認める。

3-11 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

就業中に発生する事故や、人体に有害な化学物質・騒音・悪臭等の発生リスクを把握し、適切な安全対策を講じる。また、従業員のメンタルヘルスにも配慮した対策を講じる。

4. 環境

4-1 環境に対する基本姿勢

国際的な環境課題の解決に対する仕組みづくりを行う。また、環境に影響を与える因子を特定し、管理する。

4-2 化学物質の管理

各国・地域の法令で禁止された化学物質を製品に含有させないことに加えて、当社「化学物質ガイドライン」の対象物質について、その管理レベルに応じた運用を推進する。

4-3 排水・汚泥・排気の管理及び発生削減

水・土壌・大気等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、自主的な環境負荷削減目標を設定し、継続的な監視と汚染物質の削減に取り組む。

4-4 資源(エネルギー・水・原材料等)の持続可能で効率的な利用

省資源・省エネルギーを実行するための自主的な目標を設定し、持続可能な資源・エネルギーの有効活用を図る。

4-5 GHG(温室効果ガス)の排出削減

地球温暖化への対応として、二酸化炭素等の温室効果ガスについて、自主的な削減目標を設定・開示し、削減に取り組む。

4-6 廃棄物の特定・管理・削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、自主的な削減目標を設定し、廃棄物の削減に取り組む。

4-7 生物多様性に関する取組み

事業活動が生態系に与える直接・間接的影響について検討を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む。特に木材調達については、当社「木材調達ガイドライン」に基づき、持続可能な木材利用を推進する。

5. 公正な企業活動

5-1 公正な企業活動に対する基本姿勢

汚職防止、責任ある政治的関与、公正な競争、反社会的勢力・団体との関係排除等、公正な事業活動を行う。

5-2 政治・行政との適切な関係の維持

政治献金・寄付等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、政治・行政と健全かつ透明な関係を維持する。

5-3 顧客・取引先等との適切な関係の維持

営業・調達活動における、顧客・取引先等との不適切な利益の授受を行わない。

5-4 競争法違反の防止

各国・地域の競争法を遵守するとともに、私的独占、不当な取引制限、優越的地位の濫用等の不公正な取引を行わない。

5-5 反社会的勢力・団体との関係排除

暴力団や総会屋等との関係を排除する。

5-6 知的財産の保護

知的財産に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を適切に利用し、その権利の保全に努めるとともに、第三者の知的財産の不正入手・不正使用・権利侵害を行わない。

5-7 社外からの苦情や相談窓口

自社との取引に関して重要なリスク情報を知った取引先・顧客が、直接報告・相談できる専用窓口を設ける。その際秘密が厳守され、不利益な取り扱いを一切受けることが無いようにする。

5-8 インサイダー取引の禁止

業務遂行上得た自社や関係会社または取引先等の内部情報を利用して、当該企業の株式等を売買しない。

5-9 利益相反行為の禁止

従業員の利益と企業の利益が対立する状況において、企業の利益を損ね、個人的利益を享受することを禁止する。

5-10 輸出入取引管理

商品・原材料の輸出入に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、適切な輸出入通関手続を行い、輸出入禁制品の輸出入を行わない。

6. 品質・安全性

6-1 品質・安全性に対する基本姿勢

事業活動を通じて提供する製品・サービスの品質・安全性を担保し、事故発生時には顧客・消費者等に対して適切に対応する。

6-2 品質・安全性の確保

製品・サービスを市場に提供する際に、品質・安全を確保する。

6-3 事故や不良品流通の発生時の適切な対応

製品・サービスに当該の事態が発生した場合の、情報開示、所轄当局への連絡、製品回収、供給先への安全対策等の体制を整備する。

7. 情報セキュリティ

7-1 情報セキュリティに対する基本姿勢

事業活動を通じて得た情報を適切に管理・保護し、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じる。

7-2 コンピュータ・ネットワークへの脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社及び他社に被害を与えないよう管理する。

7-3 個人情報及び機密情報の管理・保護

個人情報・機密情報に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、当該情報は正当な方法で入手し、適切に管理する。また、無断で社外に開示、漏洩しないのは勿論、目的外にこれを使用しない。

8. サプライチェーン

8-1 サプライチェーンに対する基本姿勢

自社のみならずサプライチェーンを通じてCSR調達を実践すべく、CSR調達ガイドラインの制定と社内外への周知・浸透に努める。

8-2 紛争や犯罪へ関与の無い原材料の購入・使用

紛争や犯罪へ関与の無い原材料を購入・使用する。併せて取引先への調査・確認を行う。

9. 地域社会との共生

9-1 地域社会への負の影響を減らす取組み

自社製品や生産プロセスによる地域社会や住民への健康・安全衛生等の被害をなくす取組みを行う。

9-2 持続可能な発展に向けた地域社会との取組み

地域社会への協力等社会貢献活動に努め、持続可能な社会の発展に寄与する。

—参考資料—

・本CSR調達基準は、UNG C10 原則・ISO26000 等の国際ガイドラインをもとにGCNJ^{*}が編集した「CSR調達 セルフアセスメント質問表」を参考にしています。

^{*}Global Compact Network Japan (グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン)

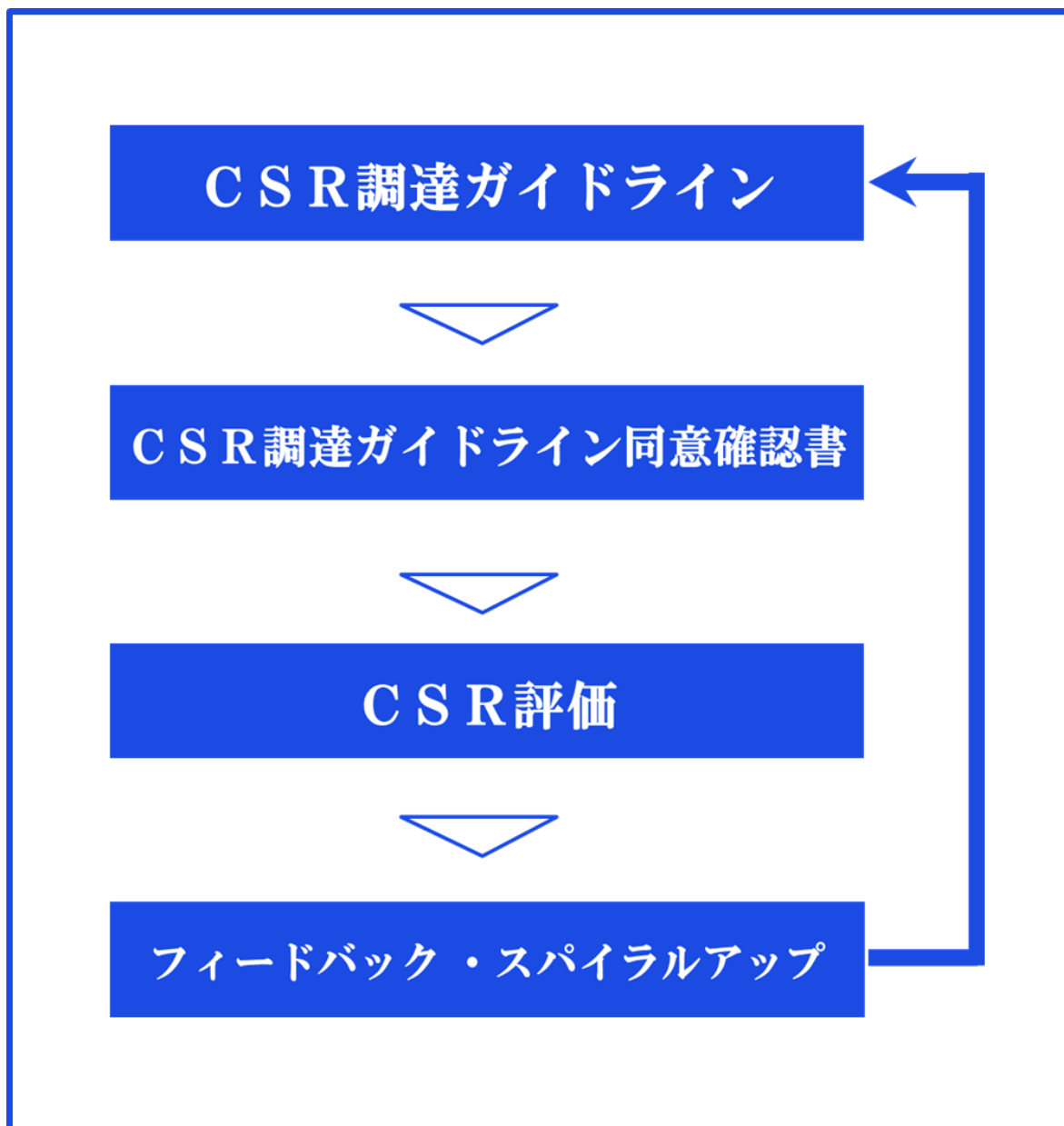
CSR調達基準改定履歴

2015年10月 1日 制定

2018年10月10日 改定

2021年 4月 1日 改定

※CSR調達フロー



CSR調達ガイドライン改定履歴

2018年10月10日 制定
2021年 4月 1日 改定
2022年 3月30日 改定

CSR 調達ガイドライン

補足事項

【CSR 調達基準】

3. 労働

3-1 労働に対する基本姿勢

国際規範等で示される労働原則を認識し、普遍的な価値観として、職場の基本的原則に適用する。

【補足】 3-2 から 3-11 に対して、社会的要請に応じて、継続的な労働条件の改善に努めるものとする。

3-5 適正な賃金の支払い

各国・地域の法定最低賃金を遵守し、時間外労働等に関する適切な労働協約を締結し、割増賃金・支払方法等を公正にすることのコミットメントを公開し、適用する。

【補足】 3-1 補足に従い、各国・地域の法定最低賃金を超えて、生活賃金を満たした賃金を支払うべく努めるものとする。

3-6 労働時間の公正な適用

時間外労働に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、働きやすい健康的な職場環境の維持に努め、従業員の労働時間を適切に管理する。

【補足】 3-1 補足に従い、過度な労働時間の削減に努めるものとする。

4. 環境

4-1 環境に対する基本姿勢

国際的な環境課題の解決に対する仕組みづくりを行う。また、環境に影響を与える因子を特定し、管理する。

【補足】 4-2 から 4-7 に対して、社会的要請に応じた対応を行い、継続的な改善に努めるものとする。

8. サプライチェーン

8-1 サプライチェーンに対する基本姿勢

自社のみならずサプライチェーンを通じてCSR調達を実践すべく、CSR調達ガイドラインの制定と社内外への周知・浸透に努める。

【補足】 サプライチェーンに対して、特に下記について、周知・浸透に努めることを要請する。

- 1) 人権侵害のない調達を目指し、サプライヤーを支援すること。
サプライチェーンの人権課題を共有し、人権方針の「策定」「公開」「サプライチェーンへの周知」を要請する。
- 2) 化学物質ガイドラインに則った調達を目指し、サプライヤーを支援すること。
対象物質及びその管理レベルを明確にしており、その遵守を要請する。
- 3) 温室効果ガス（GHG）排出量削減に配慮した調達を目指し、サプライヤーを支援すること。
GHG排出量削減に向けた勉強会や、取組み事例の共有、相談窓口の設置等により、サプライヤーにおける、科学的根拠に基づくGHG削減目標設定やその開示を要請する。
- 4) 環境破壊や森林破壊のない調達を目指し、サプライヤーを支援すること。
生物多様性に配慮し、環境破壊や森林減少に加担しないことを要請する。